

別表第4（第2条関係）

建築物省エネ法関係事務手数料

手数料の種類		手数料の金額
事務の種類	手数料の名称	
1	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料</p> <p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 5,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 31,000円</p> <p>(2) (1)以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この表において「省令」という。）第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p>

			<p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円</p> <p>(3) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 432,000円</p> <p>(4) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 171,000円</p>
2	建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 建築物省エネ法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p> <p>ア 一戸建ての住宅 2,500円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p>

<p>一消費性 能向上計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査</p>		<p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未 満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以 上のもの 11,500円</p> <p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次 に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未 満のもの 5,500円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以 上のもの 15,500円</p> <p>(2) (1)以外の場合で、省令第10条第2号イ及 びロに定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそ れぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未 満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以 上のもの 22,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲 げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未 満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以 上のもの 67,500円</p> <p>(3) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(1) 及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途 を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に 応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満の もの 133,500円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上の</p>
--	--	--

			<p>もの 216,000円</p> <p>(4) (1)以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 85,500円</p>
3	建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性向上計画の認定の申請に対する審査(同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)	建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性向上計画認定申請手数料	<p>1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 別表第1第1項に定める額</p> <p>(2) 第1項に定める額</p> <p>(3) 別表第2第3項ア(3)に定める額</p> <p>(4) 別表第2第3項ア(4)に定める額</p>
4	建築物省エネ法第31条第	建築基準関係規定適合の審査の申	<p>1件につき、次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>(1) 別表第1第1項に定める額</p> <p>(2) 第2項に定める額</p>

<p>1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）</p>	<p>出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>(3) 別表第2第3項ア(3)に定める額 (4) 別表第2第3項ア(4)に定める額</p>
<p>5 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対す</p>	<p>建築物エネルギー消費性能認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額 (1) 建築物省エネ法第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ア 一戸建ての住宅 5,000円 イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円 (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 23,000円</p>

<p>る審査</p>	<p>ウ 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 11,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 31,000円</p> <p>(2) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 40,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 44,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 80,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 135,000円</p> <p>(3) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの</p> <p>ア 一戸建ての住宅 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 20,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 22,000円</p> <p>イ 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未</p>
------------	--

			<p>満のもの 38,000円</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 66,000円</p> <p>(4) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 267,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 432,000円</p> <p>(5) (1)以外の場合で、省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次に掲げる区分に応じそれぞれに定める額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートル以上のもの 171,000円</p>
--	--	--	--